

第1章 総 則

（目的）

第1条 この業務方法書は、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月6日付け4農産第3092号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。）、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領（平成25年3月13日付け社団法人日本施設園芸協会策定。以下「事業主体要領」という。）に基づき、静岡県農業再生協議会（以下「協議会」という。）が行う施設園芸等燃料価格高騰対策（以下「対策」という。）に関する業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営に関する基本方針）

- 第2条 協議会は、施設園芸は、経営費等に占める燃料費の割合が高く、燃料価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制（以下「省エネルギー等対策」という。）に計画的に取り組む施設園芸の産地において、農業者と国の拠出により燃料価格の高騰時に補填金を交付する仕組みを構築し、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るため、対策に係る補填金の交付その他の業務を公正かつ能率的、効率的に運営するものとする。
- 2 協議会は、交付等要綱、実施要領及び事業主体要領並びに関係法令等を遵守し、本業務方法書に定めた手続きに従って、対策の事業を実施する支援対象者（交付等要綱第4第3項に定める支援対象者をいう。以下同じ。）に対し、施設園芸セーフティネット構築事業（第4第1項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る補填金を交付するものとする。

第2章 資金の管理に関する事項

（資金の管理）

- 第3条 協議会は、対策を実施する一般社団法人日本施設園芸協会（以下「事業主体」という。）からの補助金及びその他の積立金等を受けて造成した施設園芸セーフティネット構築事業及び推進事業（交付等要綱第4第1項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る資金（以下「対策資金」という。）については、交付等要綱第5第2項及び事業主体要領第5条に定めるところにより、特別の勘定を設けて、他の事業と区分して経理するものとし、当該勘定の資金を対策に係る事業の実施並びに補助金及び補填金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 2 協議会は、前項の対策資金を静岡銀行普通預金により管理する。
- 3 協議会は、対策の事業の完了後、対策資金になお残額があるときは、事業主体要領第15条により、事業主体及び事業主体以外の積立金等の拠出者に、当該資金残高のそれぞれの拠出額に応じた額を返還するものとする。

第3章 施設園芸燃料価格高騰対策

第1節 総 則

(事業年度及び実施期間)

第4条 対策における事業年度は、当該年の7月から翌年6月までとする。

2 対策の実施期間は、施設園芸セーフティネット構築事業においては、平成25年2月1日から令和8年6月30日までとし、推進事業においては、平成25年2月26日から令和8年9月30日までとする。

(支援対象者)

第5条 対策の支援対象者（交付等要綱第4第3項に定める者をいう。以下同じ。）は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 事業参加者が野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であり、そのことが書面等により確認できること。

(2) 事業参加者が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従業者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業開始後にやむを得ず事業参加者が3戸に満たなくなった場合又は農業従事者が5名に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、事業参加者が3戸以上又は農業従事者が5名以上となるよう努めること。

(3) 省エネルギー等対策推進計画（実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、次のア、イ又はウの場合に応じて、それぞれ当該ア、イ又はウに定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。

なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃料コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。

ア 第1期目として、計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度までの3年間に10a当たり燃料使用量を15%以上削減することにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

イ 継続して第2期目に取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までの3年間に、(ア)又は(イ)のいずれか一つに取り組むことにより、燃料価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

(ア) 10a当たり燃料使用量を更に15%以上削減。

(イ) 単位生産量当たり燃料使用量を15%以上削減。

ウ 継続して第3期目以降も取り組んでいる場合（第1期の計画（当該対策において初めて作成した計画（変更を含む。））。以下同じ。）から計30%以上の燃料使用量削減を達成した場合に限る。）：第1期の計画から計30%以上の燃料使用量の削減を維持した上で、自身の削減目標を新たに定め、更なる省エネルギー等対策に不断に取り組むこと。

(4) 原則として、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人（（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人を

いう）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する法人をいう）、特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第２３条第４項に規定する団体をいう）又はその他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）であること。

第２節 事業実施手続

（事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画）

第６条 対策の事業を実施しようとする支援対象者は、原則として毎事業年度、別紙様式第１号により、第１２条の積立契約申込書等をその内容とする事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画（以下「事業実施計画等」という。）を作成し、協議会に承認を申請するものとする。

２ 支援対象者は、前項の事業実施計画書等の作成に当たり、事業参加者等に対し、別紙様式第２号を例として施設園芸の省エネルギー等対策推進のための取組、燃料使用量の削減等の目標及び対策の事業の取組等に係る計画を作成させ、その内容を確認の上、これを取りまとめて支援対象者の事業実施計画書等を作成するものとする。

３ 協議会は、第１項の事業実施計画等の提出があった場合、その内容について審査を行い、次に掲げる項目を全て満たすと認められるときは、支援対象者の事業実施計画等の内容を踏まえて協議会としての本対策に係る目標と事業実施計画を作成し、事業主体要領第９条第１項により事業主体に提出する。

（１）取組の内容が対策の趣旨に沿っていること。

（２）省エネルギー等対策推進計画において、支援対象者の施設園芸における燃料使用量を１５％以上削減する等の目標を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると認められること。

（３）支援対象者の省エネルギー等対策推進計画において、その構成員である全ての事業参加者が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（『施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定版３）について』（令和３年６月２２日付け３生産第６６２号農林水産省生産局長通知）に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート（改定版３）」をいう。以下同じ。）を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実であると見込まれること。

（４）施設園芸セーフティネット構築事業については、セーフティネットの加入の申込みに係る燃料購入量が、加入面積等から勘案して妥当であること。

４ 協議会は、事業主体要領第９条第３項により事業主体から事業実施計画の承認があったときは、該当する支援対象者の事業実施計画書等を承認し、当該支援対象者に通知するものとする。

５ 支援対象者は、前項により承認のあった事業実施計画書等について、次に掲げる変更を行おうとする場合は、第１項及び第２項の規定に準じて手続を行うものとし、それ以外の変更については、協議会に対して届出を行うものとする。

（１）事業の新設、中止又は廃止

（２）省エネルギー等対策推進計画の燃料使用量削減等の目標の変更

（３）支援対象者の変更

(4) 事業費又は事業量の3割を超える増減

(対策に係る補助金又は補填金の交付等の手続)

第7条 施設園芸セーフティネット構築事業の補填金の交付等に必要な手続は、第11条から第20条に定めるところによる。

(実施状況の報告)

第8条 支援対象者は、第5条第3号に定める省エネルギー等対策推進計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、翌事業年度の9月10日までに、別紙様式第3号により協議会に報告するものとする。

なお、省エネルギー等対策推進計画で掲げた燃料使用量の削減等の目標については、毎事業年度、実績に基づき目標の達成状況を報告するものとする。

2 協議会は、前項の報告及び自らの実施状況を取りまとめ、交付等要綱第18、実施要領第6及び事業主体要領第14条により、事業主体に報告するものとする。

3 事業参加者が事業主体要領第19条第5項に定める目標に取り組む場合にあっては、省エネ加速化特例取組計画の目標年度までの間、各事業年度の実施状況を、別紙様式第13号により支援対象者へ報告し、支援対象者は、その内容を確認の上、翌事業年度の9月10日までに取りまとめ、別紙様式第12号により協議会に報告するものとする。

4 協議会は、前項の報告を取りまとめ事業主体に報告するものとする。

第3節 施設園芸セーフティネット構築事業

(セーフティネット事業の内容)

第9条 施設園芸セーフティネット構築事業（以下「セーフティネット事業」という。）は、燃料価格が高騰した場合に、施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、野菜、果樹及び花きの施設園芸を営む農業者に対し補填金を交付する事業とする。

(対象油種及び対象期間)

第10条

1 対象燃料

施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス（プロパンガス）及びLNG（都市ガス）（以下、「施設園芸用燃料」という。）を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。

対象燃料	指標	単位
A重油	農業物価統計調査	円/リットル
灯油	A重油価格×1.06	円/リットル
LPガス	卸売価格 (日本LPガス協会調査)	円/キログラム
LNG	LNG輸入価格(円/kg)3か月平均÷0.895	円/立方メートル

2 対象期間

原則として、施設園芸における燃料需要期である 11 月から翌年 4 月までの間（以下「加温期間」という。）を対象期間とする。

ただし、支援対象者は、産地の作型等を勘案して、事業年度の 10 月から翌年 6 月までの間から、月を単位として 1 月又は連続する 2 月以上の期間を対象期間として選択することができる。

（積立契約の締結）

第 11 条 協議会は、セーフティネット（農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するための補填金を当該資金から交付する仕組みをいう。以下同じ。）への加入を希望する支援対象者との間に施設園芸用燃料価格差補填金積立契約（以下「積立契約」という。）を締結することができる。

2 積立契約の期間は、原則として、積立契約成立の日又は当該契約の対象期間の開始日のうちいずれか早い日から、第 4 条第 2 項に定める対策の実施期間の末日までの期間とする。なお、既に締結済みの積立契約については、契約を更新することにより、積立契約の期間を延長することができるものとする。

3 積立契約は、当該積立契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。

（積立契約の申請）

第 12 条 支援対象者による積立契約の申請は、別紙様式第 4 号による積立契約の内容に基づき、別紙様式第 5 号による積立契約申込書（前条第 2 項により積立契約を更新する場合の申込書を兼ねる。以下「積立申込書」という。）を作成し、第 14 条に定める数量等申込書を添えて、協議会に提出して行うこととする。

（積立契約締結完了通知の送付）

第 13 条 協議会は、前条により支援対象者から提出された積立申込書の内容を審査し、妥当と認められる場合は第 6 条第 3 項による手続を行うものとし、同条第 4 項により該当する支援対象者と積立契約の締結（第 11 条第 2 項による積立契約の更新を含む。）を行うものとする。積立契約を締結した場合には、当該積立契約を締結した支援対象者に対して、別紙様式第 6 号により積立契約締結完了通知を送付するものとする。

（燃料購入数量等の設定）

第 14 条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者（以下「加入申込者」という）又は前条により積立契約を締結した支援対象者（以下「加入者」という。）は、施設園芸用燃料価格差補填金（燃料価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。）に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第 7 号による燃料購入数量等設定申込書（以下「数量等申込書」という。）により、補填金の対象となる燃料購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。

なお、第 11 条第 2 項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃料購入数量の追加を行う場合も同様とする。

選択肢（積立方式）	油種	積立額の算出式
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$14.1 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	灯油	$15.0 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L P ガス	$18.6 \text{ 円/kg} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L N G	$10.5 \text{ 円/㎡} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$28.2 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	灯油	$29.9 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L P ガス	$37.3 \text{ 円/kg} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L N G	$21.1 \text{ 円/㎡} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$47.1 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	灯油	$49.9 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L P ガス	$62.1 \text{ 円/kg} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L N G	$35.1 \text{ 円/㎡} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合	A重油	$65.9 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	灯油	$69.8 \text{ 円/ℓ} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L P ガス	$86.9 \text{ 円/kg} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$
	L N G	$49.1 \text{ 円/㎡} \times \text{燃料購入数量} \times 1/2$

- 2 協議会は、前項の申込みを基に、加入申込者又は加入者に対し、加入申込者に対しては前条により積立契約を締結した上で、当該加入者に係る当該事業年度の補填金の対象となる燃料購入数量及び納入期限（以下「燃料購入数量等」という。）を設定するものとする。
- 3 燃料購入数量等の設定は、当該燃料購入数量の対象期間の開始前に行うものとする。また、第11条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃料購入数量の追加を行う場合は、事業主体が別途指示する期日までに設定を行うものとする。
- 4 第2項により設定された燃料購入数量（以下「設定数量」という。）、積立単価及び納入期限の変更は原則として行わない。

（契約の解約等）

第15条 協議会は、加入者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該加入者との積立契約を解約するとともに、当該加入者の燃料補填積立金（第16条により加入者から協議会に納入されたものをいう。以下同じ。）の解約時の残額を全額取り崩し当該加入者に返還するものとする。

ア 加入者が契約期間の中途において、積立契約の解約を申し出た場合

イ 加入者が契約期間の中途において、燃料補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 加入者が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 加入者に、解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

オ 前各号に掲げる場合のほか、加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

- 2 加入者が納入すべき燃料補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約を解約する。
- 3 協議会は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、加入者の責により協議会に損害が生じているときは、当該損害と協議会が加入者に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。
- 4 協議会は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び次項の場合を除き、加入者から解約手数料を徴収することができる。この場合において、協議会は、当該解約手数料と協議会が加入者に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。
- 5 協議会は、本事業に係る国の予算措置の中止等のやむを得ない理由がある場合には、加入者との積立契約を解約することができる。この場合において、協議会は、当該加入者の燃料補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し当該加入者に返還するものとする。

（燃料補填積立金の納入）

- 第16条 加入者は、当該加入者につき第14条第2項により燃料購入数量等が設定されたときは、同条第1項に定める算式に当該設定数量を当てはめて算出した額を燃料補填積立金として、必要額を当該納入期限までに協議会に納入するものとする。
- 2 納入された燃料補填積立金には、利息を付さない。

（燃料補填積立金の精算）

- 第17条 協議会は、加入者と締結した積立契約の期間満了時において、当該加入者の燃料補填積立金に残額がある場合には、当該残額を当該加入者に返還するものとする。

（補填金の交付）

- 第18条 協議会は、事業主体要領第19条による事業主体からの通知を受けて、加入者に対する補填金の交付を行うものとする。この場合、事業主体が農産局長の承認を得て定める補填金単価に、加入者及びその事業参加者ごとの当該月の補填対象の燃料数量（購入実績数量に事業主体要領第19条第3項、第4項又は第5項に定める補填対象の割合を乗じた数量）を乗じて得た額を補填金として加入者に交付するものとする。
- ただし、事業主体要領第19条第5項の規定に基づき交付する補填金は、同条第3項本文又は第4項の規定に基づき当該月ごとに交付した上で、その差額を事業年度末に一括交付することができるものとする。
- 2 協議会は、対象期間の当該都道府県下の平均気温等を踏まえ、事業主体要領第19条第3項ただし書きに基づき、事業年度当初の事業実施計画書において低温特例措置の対象とする気温測定地点を申し出るものとする。
 - 3 事業参加者は、事業主体要領第19条第5項に定める目標に取り組む場合にあっては、別紙様式10号による省エネ加速化特例取組計画を作成し、支援対象者へ申込を行い、支援対象者は、その内容を確認の上、これを取りまとめて別紙様式9号により協議会に承認を申請するものとする。
 - 4 協議会は、事業参加者が省エネ加速化特例取組計画において、施設園芸における燃料使用量を、ヒートポンプ等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）を導入し、省エネ機器導入前の燃料使用量と比較して50%以上削減する等の目標

を掲げており、取組内容等からその達成が確実であると認められる場合は、省エネ加速化特例取組計画を承認し、当該支援対象者に別紙様式第 11 号により通知するものとする。

（補填金の交付額）

第 19 条 協議会が各月ごとに交付する補填金の額は、対策資金の額の範囲内において、各加入者及びその事業参加者ごとにつき、当該補填金の交付日における燃料補填積立金残高（当該燃料補填金を交付しようとする月の前月までの燃料補填金が未交付の場合は、当該燃料補填積立金残高からその額を差し引いた額）の 2 倍を限度とする。

（補填金の不交付及び返還）

第 20 条 協議会は、加入者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときには、補填金の全額若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補填金の全部若しくは一部を返還させることができる。

ア 協議会に提出した書類に虚偽の記載があった場合

イ 協議会に対する義務を怠った場合

（施設園芸用燃料の購入実績数量の報告）

第 21 条 加入者は、協議会が指示した場合には、各月の施設園芸用燃料の購入実績数量を、別紙様式第 8 号により協議会に報告しなければならない。

（変更の届出）

第 22 条 加入者及び事業参加者は、住所及び名称並びに代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会に届け出るものとする。

第 4 章 雑則

（帳簿の備付け等）

第 23 条 支援対象者は、対策に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、補助金又は補填金の交付を受けた会計年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。また、支援対象者は、その構成員の事業参加者に対し、対策に係る証拠書類等を保管し、必要に応じて、閲覧できるよう求めるものとする。

2 協議会は、必要に応じて、支援対象者に対し、対策に係る取組の実施確認を行うとともに、経理内容を調査し、協議会への補助金又は補填金の請求の基礎となった関係書類の閲覧を求めることができるものとする。

（留意事項）

第 24 条 対策の実施に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

（１）経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、協議会は、農業共済組合等と連携し、支援対象者又は事業参加者に対し、経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

（２）園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、支援対象者は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

（３）セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、セイヨウオオマルハナバチを飼養する支援対象者及び事業参加者等は、「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号農林水産省生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

（４）環境負荷低減のクロスコンプライアンス

ア 事業参加者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）別紙様式第14-1号に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを支援対象者に提出するものとする。

イ 支援対象者は、事業参加者から当該チェックシートを収集し、事業の申請を行う際に事業実施者に提出するものとする。

なお、事業参加者が複数の場合、支援対象者が事業参加者全員から当該チェックシートを収集した上で、別紙様式第14-2号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト（以下「実施者リスト」という。）を作成し、事業実施者に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

（その他）

第25条 本業務方法書に定めるもののほか、協議会は、必要に応じて、対策に係る業務の方法についての細部の事項について、協議会長の承認を経て、別に定めることができる。

附則

この業務方法書の変更は、令和7年4月7日（事業主体の承認を受けた日）から施行する。

別紙様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画及び省エネルギー等対策推進
計画の（変更）承認申請について

静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成 25 年 4 月 24
日付け静岡県農業再生協議会作成）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記により事業実
施計画及び省エネルギー推進計画を作成（変更）したので、関係書類を添えて承認を
申請する。

記

- 1 施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書：別紙 1
- 2 省エネルギー等対策推進計画：別紙 2

(別紙 1)

施設園芸等燃料価格高騰対策事業実施計画書

策定主体名：	実施期間	7 事業年度	7 年 7 月～8 年 6 月
--------	------	--------	-----------------

※事業年度は 7 月～翌 6 月。

施設園芸セーフティネット構築事業実施計画

対象期間	月 ～ 月	7 事業年度	7 年 7 月～8 年 6 月
------	-------	--------	-----------------

(セーフティネット申込者の内訳)

番号	氏名	燃料別	燃料購入 予定数量	燃料補填積立予定額 (円) ※	補助金所要見込額 (円)	備考
		A 重油	ℓ			継続
		灯油	ℓ			
		L P ガス	kg			
		L N G	m ³			
合 計		A 重油	ℓ			
		灯油	ℓ			
		L P ガス	kg			
		L N G	m ³			

(注) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出（農家積立分）。

(注) 前事業年度から継続加入している申込者については、備考欄に「継続」と記入する。

(注) 「施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書」（必要に応じ）及び「施設園芸用燃料購入数量等設定申込書」を添付する。

(注) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

添付資料

- 1 組織の会則（規約）、役員名簿（農業協同組合(連合会)の場合は添付を省略できる）
- 2 事業参加者の一覧（下の様式を参考に作成）

< 事業参加者の一覧 >

番号	氏名	住所	セーフティネット事業 申請(○×)	補助金所要 見込額(円)	備考

※番号は事業参加者の通し番号とし、（セーフティネット申込者の内訳）の番号と連動させること。

(別紙2)

省エネルギー等対策推進計画

(品目名:)

計画期間	年間 (R 事業年度～R 事業年度)
都道府県名	
市町村名	
計画策定主体名	
計画策定主体代表者氏名	
計画参画者数	
住所(主たる事務所)	
電話番号(主たる事務所)	
メールアドレス	

第1 産地における燃料使用量削減等の目標

1 施設園芸における省エネルギー等対策推進の考え方

--

(注) 当該産地における施設園芸の経営に関する現状と課題、省エネルギー等対策推進計画の実践を踏まえた今後の展開方向について記入する。

2 過去の燃料使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃料使用量	15%	～	kL→ kL (○%)
		～	kL→ kL (○%)
		～	kg→ kg (○%)
		～	kg→ kg (○%)
		～	m ³ → m ³ (○%)
		～	m ³ → m ³ (○%)
単位生産量当たり燃料使用量	15%	～	kL→ kL (○%)
		～	kg→ kg (○%)
		～	m ³ → m ³ (○%)

(注1) 1期計画、2期計画における目標削減率 15%を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注2) 実績は A 重油・灯油は「kL」、LPガスは「kg」、LNGは「m³」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃油現在使用量及び目標年の燃油使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

3 燃料使用量削減等の目標

(1) 10a 当たり燃料使用量を削減する目標

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現 在 ①	目 標②		
A重油	kL	kL	kL	%
灯油	kL	kL	kL	%
LPガス	kg	kg	kg	%
LNG	m ³	m ³	m ³	%
合計(A重油換算)	kL	kL	kL	%
10a 当たり	kL	kL	kL	%

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2) 年間(加温期間)使用量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(1)10a 当たりの燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注3) 燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に 0.939 を、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(m³)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)と A 重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

	年間(加温期間)生産量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現 在①	目 標②		
生産量 (品目名:)	t	t		
1t 当たりの 燃料使用量	kL	kL	kL	%
	kg	kg	kg	%
	m ³	m ³	m ³	%
合計(A重油換算)	kL	kL	kL	%

(注1) 省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2)年間(加温期間)生産量の「現在」及び「目標」欄は、第2の「(2)単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標する者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注3)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注4)支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(注5)燃料使用量の合計欄には、灯油(L)に0.939を、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

燃料の種類	年間(加温期間) 使用量:現在 ①	年間(加温期間) 抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油	kL	kL	%
灯油	kL	kL	%
LPガス	kg	kg	%
LNG	m ³	m ³	%

(注1)省エネルギー等対策推進計画に参画する者が経営する温室面積(計画該当品目)を対象に記載する。

(注2)年間(加温期間)使用量及び抑制量欄は、第2の「(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧」の合計欄から転記する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

第2 目標達成に向けた取組手段

(1) 10a 当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	温室面積	燃料使用量		省エネ設備導入計画			省エネ 加速化 特例
			現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度	
		a	L	L				
					台	台	台	
					a	a	a	
					(参考)			
			L					
					台	台	台	
							a	
					別添管理シートのとおり			
		a	L	L				
					台	台	台	
					a	a	a	
					(参考)			
		a	L	L				
					台	台	台	
					a	a	a	
					(参考)			
合計		ha	L	L				
					台	台	台	
					ha	ha	ha	
10a 当たり			L	L	(参考)			

【添付資料】現在の燃料使用量、目標の燃料使用量の算定方法を確認できる資料

(2)単位生産量当たり燃料使用量の削減を目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	温室 面積	燃料使用量		生産量		省エネ設備・生産性向上設備導入計画			省エネ加 速化特例
			現在	目標	現在	目標	事業年度	事業年度	事業年度	
		a	L	L	(L/t)	(L/t)	台 a	台 a	台 a	
		a	L	L	(L/t)	(L/t)	台 a	台 a	台 a	
		a	L	L	(L/t)	(L/t)	台 a	台 a	台 a	
別添管理シートのとおり										
		a	L	L	(L/t)	(L/t)	台 a	台 a	台 a	
		a	L	L	(L/t)	(L/t)	台 a	台 a	台 a	
合計		a	L	L	(L/t)	(L/t)	台 a	台 a	台 a	

【添付資料】燃料使用量・生産量の算定方法を確認できる資料

(3) 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制することを目標とする者の取組計画一覧

No.	氏名	温室面積	燃料使用量 (現在)	燃料 コスト の変動 抑制 量 (目 標)	変動抑制取組計画			省エネ 加速化 特例
					事業年度	事業年度	事業年度	
		a	L	L	(参考)			
		a	L	L	(参考)			
		a	L	L	(参考)			
		a	L	L	(参考)			
合計		ha	L	L	(参考)			

(注1) 本取組計画一覧は燃料種類別に作成することとし、LPガスは「kg」、LNGは「m³」に単位を修正する。

(注2) 変動抑制取組計画については、支援対象者が一体的に取り組む場合は、合計欄にのみ記載。

計画参画者が個別に取り組む場合は、個々の省エネルギー等対策取組計画から転記する。

(注3) 燃料コストの変動抑制量は、燃料コストの変動が産地の経営に及ぼすリスクに対して、民間の金融商品や備蓄タンク等の活用により、産地が燃料コストの変動に対するリスク軽減に備えている燃料量を記載する(例えば、備蓄タンクの活用であれば、燃料価格が高騰した際に、一定価格(高騰した価格よりも安い価格)で〇〇KL売り渡せることが可能な量)。

(注4) 変動抑制取組計画の(参考)欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

(注5) 第19第5項の規定に取り組む者は省エネ加速化特例の欄に「○」を記入する。

(注6) 申請数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注7) 燃料価格や燃料使用量の変動を抑制するための取組内容は支援対象者ごとに異なることから、本表については、事業主体と協議の下、適宜変更することも可能とする。

【添付資料】

現在の燃料使用量、目標の変動抑制量の算定方法を確認できる資料

省エネルギー等対策取組計画（令和7事業年度）

住 所： 氏 名

1. 燃料使用量削減等の取組目標（いずれか一つの目標に○印を記載（※1））

（1）10a 当たり燃料使用量を削減する目標

（2）単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標

（3）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標

2. 経営状況及び取組目標値

●経営する温室加温面積（品目：）

a

内訳

燃料別	A重油	灯油	L P ガス	L N G
加温面積	a	a	a	a

※全事業参加者必須

※経営する温室加温面積は、加温機を使用している温室面積を記載

※内訳の燃料別の加温面積は、1棟の温室で違う燃料の加温機を併用している場合は、温室面積をそれぞれの燃料に記載（重複記載となるので、内訳合計面積は経営する温室面積とは一致しない場合がある）

●上記温室における年間燃料使用量（現在使用量）（※2）

燃料種別	年間使用量①	A重油換算使用量②	（A重油換算係数）
A重油	ℓ	ℓ	① の数量
灯油	ℓ	ℓ	① に 0.939 を乗じる
L P ガス	kg	ℓ	① に 1.299 を乗じる
L N G	m ³	ℓ	① に 1.560 を乗じる
合 計		ℓ	

※全事業参加者必須。燃料使用量は温室の加温に用いている燃料を種類別にすべて記載

A重油、灯油は「ℓ」、L P ガスは「kg」、L N Gは「m³」単位で記載

※年間使用量①は換算係数を乗じてA重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

●上記温室における年間燃料使用量（目標使用量）（※3、※4）

燃料種別	目標使用量①	A重油換算使用量②	(A重油換算係数)
A重油	ℓ	ℓ	① の数量
灯油	ℓ	ℓ	① に 0.939 を乗じる
L P ガス	kg	ℓ	① に 1.299 を乗じる
L N G	m ³	ℓ	① に 1.560 を乗じる
合 計		ℓ	

※取組目標 1. (1) 及び 1. (2) に○印を記載した事業参加者のみ記載

※目標使用量①は換算係数を乗じてA重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

●上記温室における年間生産量（現在生産量）（※5）

	年間(加温期間)生産量①	A重油換算使用量②	(A重油換算係数)
現在生産量	t		
1 t 当たりの 燃料使用 量	A重油	ℓ	① の数量
	灯油	ℓ	① に 0.939 を乗じる
	L P ガス	kg	① に 1.299 を乗じる
	L N G	m ³	① に 1.560 を乗じる
合 計		ℓ	

※取組目標 1. (2) に○印を記載した事業参加者のみ記載

※1 t 当たりの燃料使用量は換算係数を乗じてA重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

●上記温室における年間生産量（目標生産量）（※4）

	年間(加温期間)生産量①	A重油換算使用量②	(A重油換算係数)
目標生産量	t		

1 t 当たりの燃料使用量	A 重油	ℓ	ℓ	① の数量
	灯油	ℓ	ℓ	① に 0.939 を乗じる
	L P ガス	kg	ℓ	① に 1.299 を乗じる
	L N G	m ³	ℓ	① に 1.560 を乗じる
合 計			ℓ	

※取組目標 1. (2) に○印を記載した事業参加者のみ記載

※1 t 当たりの燃料使用量は換算係数を乗じて A 重油に換算。なお、それぞれの数値については小数点以下第 1 位を四捨五入する。

●経営における燃料コストの変動抑制量（目標抑制量）（※4）

※取組目標 1. (3) に○印を記載した事業参加者のみ記載。

ただし、支援対象者が一体的に取り組む場合は、記載不要。

3. 過去の燃料使用量削減実績

	削減率	実施事業年度	実績
10a 当たり燃料使用量	15%	～	kL→ kL (○%)
		～	kL→ kL (○%)
			kg→ kg (○%)
			kg→ kg (○%)
			m ³ → m ³ (○%)
			m ³ → m ³ (○%)
単位生産量当たり燃料使用量	15%	～	kL→ kL (○%)
			kg→ kg (○%)
			m ³ → m ³ (○%)

(注 1) 1 期計画、2 期計画における目標削減率 15% を達成した場合に削減率を○で囲む。

(注 2) 実績は A 重油・灯油は「kL」、L P ガスは「kg」、L N G は「m³」の欄にそれぞれ記載し、省エネルギー等対策推進計画策定時の燃料現在使用量及び目標年の燃料使用実績を記載し、その差の率をカッコ内の削減率として記載。

4. 目標達成の取組手段（○印を記載した目標に対して記載）

(1) 10a 当たり燃料使用量を削減する目標に取り組む場合



➤ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃料使用量		省エネ設備導入計画		
		ヒートポンプ導入状況		その他の設備
現在	目標	導入済	導入予定	導入予定
		事業年度	事業年度	事業年度
L kg m ³	L kg m ³	電気 ガス	電気 ガス	
		台	台	台
		a	a	a
		(参考)		

(注) ヒートポンプ導入状況の欄は、電気・ガスのいずれかを○で囲み、既に導入済の場合は導入年度、台数及び設置している温室の面積を、今後導入を予定している場合は導入予定年度、台数及び設置予定の温室面積を記載。

なお、両方を使用している場合は、欄を追加して電気・ガスごとに別々に記載する。

(注) その他の設備の欄は、上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

(注) 省エネ設備の定義については、本対策で平成 27 事業年度まで実施していた「施設園芸省エネ設備リース導入支援事業」で定義していた設備（循環扇、被覆資材 等）とする。

(注) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート及び省エネ設備導入以外の手段で燃料使用量の削減に取り組む場合は、（参考）欄に具体的な取組手段（例として、低温適応性品種への転換や燃料消費率の高い石油燃料焚き加温機の導入等）を記載する。

(2) 単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標に取り組む場合



➤ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃料使用量		生産量		省エネ設備・生産性向上設備導入計画		
				ヒートポンプ導入状況		その他の設備
現在	目標	現在	目標	導入済	導入予定	導入予定
				事業年度	事業年度	事業年度
L kg m ³	L kg m ³	t (L, kg, m ³ /t)	t (L, kg, m ³ /t)	電気 ガス	電気 ガス	
				台	台	台
				a	a	a
				(参考)		

(注) ヒートポンプ導入状況の欄は、電気・ガスのいずれかを○で囲み、既に導入済の場合は導入年度、台数及び設置して

いる温室の面積を、今後導入を予定している場合は導入予定年度、台数及び設置予定の温室面積を記載。

なお、両方を使用している場合は、欄を追加して電気・ガスごとに別々に記載する。

(注) その他の設備の欄は、省エネ設備・生産性向上設備（炭酸ガス発生装置、環境制御盤 等）を上段に導入設備を、中段に導入台数を、下段に導入温室面積を記載する。

(注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注) 生産性向上設備の導入以外の手段で生産量の向上に取り組む場合は、（参考）欄に具体的な取組手段（例として、多収性品種への転換や栽培技術の改善 等）を記載する

(注) 省エネ設備・生産性向上設備導入計画のうち省エネ設備に係る記載については、3.（1）の（注）に準ずるものとする。

（3）民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料燃料コストの変動を抑制する目標に取り組む場合

☐

➤ 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践(必須)

燃料使用量 (現在)	燃料コストの 変動抑制量 (目標)	変動抑制取組計画		
		事業年度	事業年度	事業年度
L kg m ³	L kg m ³	(参考)		

(注) 支援対象者が一体的に取り組む場合（例えば、支援対象者としてA重油備蓄タンクを整備している場合 等）は、燃料コストの変動抑制量（目標）及び変動抑制取組計画の記載は不要とする。

(注) 変動抑制取組計画の（参考）欄には、どの事業年度からどのような取組により、燃料コストの変動を抑制するのかが分かるよう記載する。

5. 施設園芸セーフティネット構築事業への加入

● 施設園芸セーフティネット構築事業:○事業年度（該当箇所に○印を記入）

☐

➤ 申請(更新)する

☐

➤ 申請(更新)しない

● 施設園芸セーフティネットの積立方式（いずれかを選択し○印を記入）

対象燃料	積立方式	積立単価①	選択
A重油	115%積立	14.1 円/ℓ	
	130%積立	28.2 円/ℓ	
	150%積立	47.1 円/ℓ	
	170%積立	65.9 円/ℓ	
灯油	115%積立	15.0 円/ℓ	

	130%積立	29.9 円/ℓ	
	150%積立	49.9 円/ℓ	
	170%積立	69.8 円/ℓ	
L P ガス	115%積立	18.6 円/kg	
	130%積立	37.3 円/kg	
	150%積立	62.1 円/kg	
	170%積立	86.9 円/kg	
L N G	115%積立	10.5 円/m ³	
	130%積立	21.1 円/m ³	
	150%積立	35.1 円/m ³	
	170%積立	49.1 円/m ³	

● 施設園芸セーフティネットの対象となる燃料購入予定数量(ℓ)

7 事業年度 対象期間 (7 年 月～8 年 月分)	計②
A 重油	L
灯油	L
L P ガス	kg
L N G	m ³

※施設園芸セーフティネットの対象となる燃料購入予定数量は、A重油の換算は行わずに記入する。

● 積立予定額 (積立単価①×燃料購入予定数量②×1/2) 100 円単位で切捨て

燃料種別	積立方式	積立単価	積立金額
A 重油			円
灯油			円
L P ガス			円

L N G			円
合計			円

● 積立金の分割納付について:必須(該当箇所に○印を記入必須)

☐

➤ 分割納付する

☐

➤ 分割納付しない

<記入上の注意>

(※1) 同一支援対象者に属する事業参加者の取組目標は統一すること。

省エネルギー推進計画(旧名称)を最初に策定してから、3年を経過していない支援対象者及び新規の支援対象者に属する事業参加者は、1.(1)を取組目標とすること。

(※2) 過去の加温年度における燃料使用量の7中5平均値(過去7年間の燃料使用量のうち最大使用量1年分と最小使用量1年分を除いた5年の平均燃料使用量)とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な燃料使用量(品目別)が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。
 なお、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃料使用量を省エネルギー等対策推進計画の現在使用量とすること。ただし、最終年に達成した燃料使用量の削減率が15%以上の場合、省エネルギー推進計画(旧名称)における現在使用量に0.85を乗じた使用量を省エネルギー等対策推進計画における現在使用量とすることができるものとする。

(※3) 施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは、全事業参加者が必須で実践し、10%の削減割合を現在使用量に乘じた量を削減見込量として、現在使用量から削減見込量を差し引いた量を目標量として設定することができるものとする。

ただし、省エネルギー推進計画を最初に策定してから、3年を経過した支援対象者に属する事業参加者が、引き続き、10a 当たり燃料使用量の削減を取組目標とした場合は、既に実践済みのため、現在使用量に10%の削減割合を見込むことは出来ないものとする。併せて、同取組目標において、事業参加者の削減率(実績値)が10%未満の場合は、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートの実践を徹底し、省エネルギー等対策推進計画における目標値に未達分を反映させることとする。

なお、いずれの取組目標においても、施設園芸省エネルギー生産管理チェックシートは必須の取組とし、施設園芸の省エネルギー化に務めるものとする。

(※4) 3.「目標達成の取組手段」における省エネ設備導入計画、省エネ設備・生産性向上設備導入計画、変動抑制取組計画を踏まえて記載し、その算定方法が確認できる書類を添付すること。

(※5) 過去の加温年度における生産量の7中5平均値とし、困難な場合は、直近7カ年で整理可能な加温年度(3年以上)の平均値とする。また、地域において標準的な生産量が設定されている場合は、これを基準として利用できるものとする。なお、いずれの場合も確認できる書類を添付する。

(※6) 積立金の分割納付の有無は事業参加者が選択する。納付は2回に分割し、第1回目の納付割合は全体額の2分の1以上(前年度繰越額を含む)とし、納付額及び納付期限については、積立契約が成立した際にあらためて支援対象者から通知する。

別紙様式第3号（第8条第1項関係）

施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告書（令和7事業年度）

番 号
年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

（農業者組織）
住 所
名称及び代表者の氏名

施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成25年4月24日付け静岡県農業再生協議会作成）第8条第1項の規定により別添のとおり報告する。

【令和 7 事業年度報告用】

(別添)

施設園芸等燃料価格高騰対策実施状況報告書（令和 7 事業年度）

策定主体名：

第 1 施設園芸セーフティネット構築事業実施状況

対象期間	月～ 月
7 事業年度	令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月

(セーフティネット加入構成員の内訳)

番号	氏名	燃料購入設定数量	燃油補填金 積立額(円)※	〇年度補填金支払額(円)		備考
					うち補助金	
合 計						

(注) ※は、「燃料購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出（農家積立分）。

(注) 件数が多い場合等は、本表を別葉とする。

(注) 番号は、事業実施計画と同じ番号を用いること。

第 2 省エネルギーに関する目標の達成状況（毎年度報告）

1 省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ事業年度：令和〇事業年度（目標年度：〇〇事業年度）

(10a 当たり燃料使用量を削減する目標)

燃料の種類	年間(加温期間)使用量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現 在 ①	目 標②		
A重油	kL	kL	kL	%
灯油	kL	kL	kL	%
LPガス	kg	kg	kg	%
LNG	m ³	m ³	m ³	%

合計(A 重油換算)	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>kL</u>	%
10a 当たり	<u>kL</u>	<u>kL</u>	<u>kL</u>	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の3の(1)10a 当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標)

	年間(加温期間)生産量		削減量 ③=①-②	削減率 ④=③/①×100
	現 在①	目 標②		
生産量 (品目名:)	t	t		
1t 当たりの 燃料使用量	kL	kL	kL	%
	kg	kg	kg	%
	m ³	m ³	m ³	%
合計(A 重油換算)	KL	KL	KL	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の3の(2)単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標から転記する。

(注) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標)

燃料の種類	年間(加温期間) 使用量:現在 ①	年間(加温期間) 抑制量:目標 ②	抑制率 ③=②/①×100
A重油	kL	kL	%
灯油	kL	kL	%
LPガス	kg	kg	%
LNG	m ³	m ³	%

(注) 省エネルギー等対策推進計画第1の3の(3)民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制する目標から転記する。

(2) 達成状況

(10a 当たり燃料使用量を削減)

燃料の種類	年間(加温期間)使用量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
A重油	kL	%
灯油	kL	%
LPガス	kg	%
LNG	m ³	%
合計(A 重油換算)	kL	%
10a 当たり	kL	%

(注1) 「年間(加温期間)使用量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における使用量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注2) 燃料使用量実績の合計欄には、灯油(L)に 0.939 を、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(m³)に 1.560 を乗じて、それぞれを A 重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)と A 重油使用量の合計を記載する。

なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減)

	年間(加温期間) 生産量実績 ⑤	削減率 ⑥=(①-⑤)/①×100
生産量 (品目名:)	t	
1t当たりの 燃料使用量	kL	%
	kg	%
	m ³	%

合計(A重油換算)	kL	%
-----------	----	---

(注1)「年間(加温期間)生産量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における生産量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注2)燃料使用量実績の合計欄には、灯油(L)に0.939を、LPガス(kg)に1.299を、LNG(m³)に1.560を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。

なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(注3)重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注4)支援対象者内で複数の品目を生産している場合は、作付け戸数上位3品目(又は作付け戸数で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

(民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃料コストの変動を抑制)

燃料の種類	年間(加温期間) 抑制量実績 ④	抑制率 ⑤=④/①×100
A重油	kL	%
灯油	kL	%
LPガス	kg	%
LNG	m ³	%

(注)「年間(加温期間)抑制量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における抑制実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

2 目標未達成の場合、達成に向けた取組の方向性

--

別紙様式第4号（第12条関係）【更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容（更新）

静岡県農業再生協議会（以下「甲」という。）が静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（燃料購入数量等の設定）

- 第1条 乙は、令和7年〇月1日から令和8年〇月30日（又は28日若しくは31日）までの間に施設園芸用燃料価格差補填金（以下「補填金」という。）の令和7事業年度の補填金の対象となる燃料購入数量を当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申し込みに基づいて、乙との間に燃料購入数量、積立単価（以下「燃料購入数量等」という。）を設定するものとする。

（燃料補填積立金の納入）

- 第2条 乙は、前条の燃料購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃料購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃料補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

（燃料購入数量の報告）

- 第3条 乙は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃料購入数量を甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

- 第4条 甲は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第18条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃料補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。
- ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
- イ 乙が契約期間の中途において、燃料補填積立金の返還を申し出た場合
- ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 乙が納入すべき燃料補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。

3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、申込日の属する年の○月○日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日（又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日）から令和○年6月30日までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあつては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

別紙様式第4号（第12条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容（新規）

静岡県農業再生協議会（以下「甲」という。）が静岡県農業再生協議会燃料価格施設園芸等高騰対策業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、施設園芸用燃料価格の急上昇が経営に及ぼす影響を緩和するセーフティネットへの参加を希望する農業者組織（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（燃料購入数量等の設定）

- 第1条 乙は、令和7事業年度に施設園芸用燃料価格差補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃料購入数量を、当該事業年度の対象期間の開始前までに、甲に申し込むものとする。
- 2 乙は、業務方法書第14条第1項で甲が提示した積立単価の選択肢から、積立単価を選択し、甲に申し込むものとする。
- 3 甲は、第1項及び前項の乙の申込みに基づいて、乙との間に燃料購入数量、積立単価（以下「燃料購入数量等」という。）を設定するものとする。

（燃料補填積立金の納入）

- 第2条 乙は、前条の燃料購入数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる燃料購入数量を乗じさらに2分の1を乗じて得た額を、燃料補填積立金として当該納入期限までに甲に納入する。

（燃料購入数量の報告）

- 第3条 乙は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第21条の規定に基づき、甲が指示した場合には当該月の燃料購入数量を甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

- 第4条 甲は、第1条の燃料購入数量を設定した場合において、業務方法書第12条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

- 第5条 甲は、乙が業務方法書第20条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

- 第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃料補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、燃料補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

エ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じ

た場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 乙が納入すべき燃料補填積立金を設定された期日までに納付しなかった場合は、この契約を解約する。

3 甲は、第1項及び前項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

4 甲は、積立契約の解約に関して、第1項エ及び第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃料補填積立金とを相殺することができる。

(契約期間)

第7条 この契約の期間は、当該事業年度の開始日（令和7年7月1日）から当該事業年度の対象期間の末日（令和8年6月30日）までとする。

(変更の届出)

第8条 乙は住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、業務方法書第22条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

(その他)

第10条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書の定めるところによるものとする。

別紙様式第5号（第12条関係）【契約の更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成25年4月24日付け静岡県農業再生協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号

※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和 年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日（又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日）を開始日とし、令和〇年6月30日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。）
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃料補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と静岡県農業再生協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

別紙様式第5号（第12条関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成25年4月24日付け静岡県農業再生協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・ 積立契約の期間は、令和7年7月1日を開始日とし、令和8年6月30日までの期間です。
- ・ 補填金は、当該補填金交付日における燃料補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と静岡県農業再生協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・ 本協議会から施設園芸用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。
- ・ 積立金に利息はつきません。
- ・ 本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・ 本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・ 本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものととして取扱います。

(別紙様式第 5 号に添付) (別紙様式第 7 号の「別紙」による代用可能)
別紙

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の参加構成員について

〇〇組織における、施設園芸用価格差補填金積立契約の参加構成員は以下のとおりです。

フリガナ
1 組織名

2 代表者

代表者の住所：

フリガナ

代表者の氏名：

3 参加構成員数 名

4 参加構成員

番号	フリガナ 氏 名	住 所

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約締結完了通知
（令和7事業年度燃料購入数量の設定について）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

静岡県農業再生協議会
会長 浅井 弘喜

令和○年○月○日付け施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（更新）（静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成25年4月14日付け静岡県農業再生協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で更新の申込みのあった施設園芸用燃料価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約の更新が成立したことを通知します。

併せて、令和○年○月○日付け施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった令和○事業年度の施設園芸用燃料購入数量等について、下記の内容で設定します。

については、燃料補填積立金必要額のうち第1回納付額を令和○年○月○日までに当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

また、第2回納付額については2月下旬の納付を予定していますが、納付日等は別途お知らせさせていただきます。

なお、この期日までに燃料補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

- 契約管理番号
- 契約期間 （自）令和 年 月 日 （至）令和○年 月 30（又は28若しくは31）日
- 令和7事業年度の対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種等	単価	燃料購入予定数量
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	14.1 円/リットル	リットル
	灯油	15.0 円/リットル	リットル
	L P ガス	18.6 円/kg	kg
	L N G	10.5 円/m ³	m ³
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	28.2 円/リットル	リットル
	灯油	29.9 円/リットル	リットル
	L P ガス	37.3 円/kg	kg

	L N G	21.1 円/m ³	m ³
燃料価格の 150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	47.1 円/リットル	リットル
	灯油	49.9 円/リットル	リットル
	L P ガス	62.1 円/kg	kg
	L N G	35.1 円/m ³	m ³
燃料価格の 170%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	65.9 円/リットル	リットル
	灯油	69.8 円/リットル	リットル
	L P ガス	86.9 円/kg	kg
	L N G	49.1 円/m ³	m ³

➤ 令和 7 事業年度燃料補填積立金額	円
前年度積立金残高	円
令和 7 事業年度納付必要額	円
うち第 1 回納付額	円
第 2 回納付額	円

対象となる燃料購入数量及び燃料補填積立金額の内訳は別紙のとおり

別紙（別紙様式第 6 号に添付） 【契約の更新の場合】
燃料購入数量及び燃料補填積立金の内訳（令和7事業年度）

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号
2 参加構成員数 名
3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏 名	住 所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	油種等 ・A重油 ・灯油 L P ガス L N G	対象燃料購入数量	燃料補填積立金額※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	7 事業年度 積立必要額 (円) ①－②		
					7 事業年度 対象期間 (年 月～ 年 月分)	7 事業年度 対象期間 (年 月～ 年 月分)		合計	第 1 回納付額	第 2 回納付額
合 計			115%	A重油						
				灯油						
				L P ガス						
				L N G						
			130%	A重油						
				灯油						
				L P ガス						
				L N G						
			150%	A重油						
				灯油						
				L P ガス						
				L N G						
			170%	A重油						
				灯油						

		L P ガス						
		L N G						

- (注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出する（農家積立分）。切り捨てにより 100 円単位で記載する。
- (注) 分割納付を希望する参加構成員の第 1 回納付額及び第 2 回納付額を記載する。なお、前年度積立金残高と第 1 回納付額の合計額は燃料補填積立金額の 2 分の 1 以上とすること。また、分割納付を希望しない場合は燃料補填積立金額を第 1 回納付額に記載。

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約締結完了通知
（令和7事業年度燃料購入数量の設定について）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 殿

静岡県農業再生協議会
会長 浅井 弘喜

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成25年4月14日付け静岡県農業再生協議会作成）（以下「業務方法書」という。）別紙様式第5号）で申込みのあった施設園芸用燃料価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（業務方法書別紙様式第7号）で申込みのあった施設園芸用燃料購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、燃料補填積立金のうち第1回納付額を令和〇年〇月〇日までに当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

また、第2回納付額については2月下旬の納付を予定していますが、納付日等は別途お知らせさせていただきます。

なお、この期日までに燃料補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

- 契約管理番号
- 契約期間 （自）令和7年〇月〇日（至）令和8年〇月〇日
- 対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種等	単価	燃料購入予定数量
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	14.1 円/リットル	リットル
	灯油	15.0 円/リットル	リットル
	L P ガス	18.6 円/kg	kg
	L N G	10.5 円/m ³	m ³
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	28.2 円/リットル	リットル
	灯油	29.9 円/リットル	リットル
	L P ガス	37.3 円/kg	kg
	L N G	21.1 円/m ³	m ³
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	47.1 円/リットル	リットル
	灯油	49.9 円/リットル	リットル

	L P ガス	62.1 円/kg	kg
	L N G	35.1 円/m ³	m ³
燃料価格の 170%相当までの高騰に備え積み立て	A 重油	65.9 円/リットル	リットル
	灯油	69.8 円/リットル	リットル
	L P ガス	86.9 円/kg	kg
	L N G	49.1 円/m ³	m ³

➤ 燃料補填積立金額 円

対象となる燃料購入数量及び燃料補填積立金額の内訳は別紙のとおり

別紙（別紙様式第 6 号に添付）【新規契約の場合】
燃料購入数量及び燃料補填積立金の内訳（令和7事業年度）

- 1 組織名 ○○○○、 契約管理番号 _____
2 参加構成員数 名
3 参加構成員ごとの内訳

番号	氏 名	住 所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	油種等 ・A重油 ・灯油 L P ガス L N G	対象燃料購入数量	燃料補填積立金額※（円）			備考
					<u>7</u> 事業年度 対象期間（ 年 月～ 年 月分）	<u>7</u> 事業年度 対象期間（ 年 月～ 年 月分）			
						合計	第 1 回納付額	第 2 回納付額	
合 計			115%	A重油					
				灯油					
				L P ガス					
				L N G					
			130%	A重油					
				灯油					
				L P ガス					
				L N G					
			150%	A重油					
				灯油					
				L P ガス					
				L N G					
			170%	A重油					
				灯油					
				L P ガス					

		L N G					
--	--	-------	--	--	--	--	--

- (注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
- (注) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出する（農家積立分）。切り捨てにより 100 円単位で記載する。
- (注) 分割納付を希望する参加構成員の第 1 回納付額及び第 2 回納付額を記載する。なお、第 1 回納付額は燃料補填積立金額の 2 分の 1 以上とすること。また、分割納付を希望しない場合は燃料補填積立金額を第 1 回納付額に記載。

別紙様式第7号（第14条第1項関係）

施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（令和7事業年度）

令和 年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

(農業者組織)
住所
名称及び代表者の氏名

令和7事業年度の施設園芸用燃料価格差補填金の対象となる燃料購入数量等の設定を以下のとおり
申し込みます。
なお、参加構成員ごとの燃料購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____
※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和7年〇月1日から令和8年〇月30(又は28若しくは31日)まで

2. 対象数量（施設園芸用燃料価格差補填金の対象となる燃料購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種等	単価	燃料購入予定数量
燃料価格の115%相当までの高騰に 備え積み立て	A重油	14.1 円/リットル	
	灯油	15.0 円/リットル	
	L P ガス	18.6 円/kg	
	L N G	10.5 円/m ³	
燃料価格の130%相当までの高騰に 備え積み立て	A重油	28.2 円/リットル	
	灯油	29.9 円/リットル	
	L P ガス	37.3 円/kg	
	L N G	21.1 円/m ³	
燃料価格の150%相当までの高騰に 備え積み立て	A重油	47.1 円/リットル	
	灯油	49.9 円/リットル	
	L P ガス	62.1 円/kg	
	L N G	35.1 円/m ³	
燃料価格の170%相当までの高騰に 備え積み立て	A重油	65.9 円/リットル	
	灯油	69.8 円/リットル	
	L P ガス	86.9 円/kg	
	L N G	49.1 円/m ³	

3. 燃料補填積立の金額

選択された単価

A重油	(<u>14.1</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
灯油	(<u>15.0</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
L P ガス	(<u>18.6</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	kg)	×1/2=	円
L N G	(<u>10.5</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	m ³)	×1/2=	円
A重油	(<u>28.2</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
灯油	(<u>29.9</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
L P ガス	(<u>37.3</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	kg)	×1/2=	円
L N G	(<u>21.1</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	m ³)	×1/2=	円
A重油	(<u>47.1</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
灯油	(<u>49.9</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
L P ガス	(<u>62.1</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	kg)	×1/2=	円
L N G	(<u>35.1</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	m ³)	×1/2=	円
A重油	(<u>65.9</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
灯油	(<u>69.8</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	$\frac{\text{リットル}}{\text{トナリ}}$)	×1/2=	円
L P ガス	(<u>86.9</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	kg)	×1/2=	円
L N G	(<u>49.1</u> 円)	×数量設定申込書の数量 (	m ³)	×1/2=	円

計	円
---	---

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより 100 円単位としたものです。

【燃料購入数量等設定における留意事項】

- ・燃料購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃料購入数量が設定できない場合があります。
- ・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃料の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- ・燃料購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃料補填積立金必要額を納入してください。

(別紙様式第7号に添付)

別紙

施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳（令和7事業年度）

〇〇組織の燃料購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	油種等 ・A重油 ・灯油 LPガス LNG	対象燃料購入数量	燃料補填積立金額※ (円) ①	前年度積立金 残高 (円) ②	7 事業年度 積立必要額 (円) ①－②		
					7 事業年度 対象期間 (年月～年月分)	7 事業年度 対象期間 (年月～年月分)		合計	第1回納付額	第2回納付額
合 計			115%	A重油						
				灯油						
				LPガス						
				LNG						
			130%	A重油						
				灯油						
				LPガス						
				LNG						
			150%	A重油						
				灯油						
				LPガス						
				LNG						
			170%	A重油						
				灯油						

		L P ガス						
		L N G						

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出する（農家積立分）。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(注) 分割納付を希望する参加構成員は「○」を、希望しない場合は「×」を記載する。

番 号
年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

（農業者組織）
住所
名称及び代表者の氏名

令和 7 事業年度〇〇月施設園芸用燃料購入実績報告書

1 施設園芸用燃料購入実績

番号	氏名	購入実績（ℓ, kg, m ³ ）				備考
		A 重油	灯油	L P ガス	L N G	
合計						

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とし、積立契約申込み時の番号と一致させること。

3 補填金の振込口座（初回の報告又は変更があった場合に記載）

金融機関・支店名（フリガナ）
預金種別
口座番号
預金の名義（フリガナ）

（添付書類）
当該月の燃料購入実績の証拠書類（領収書、納品伝票等）の写し

別紙様式第 9 号（第 18 条第 3 項関係）

番 号
年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

施設園芸セーフティネット構築事業省エネ加速化特例の（変更）承認申請について

静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成 25 年 4 月 24 日付け静岡県農業再生協議会作成）第 18 条第 3 項の規定に基づき、別添のとおり事業参加者より省エネ加速化特例取組計画の提出があったので、関係書類を添えて承認を申請する。

添付書類 省エネ加速化特例取組計画書

別紙(別紙様式第9号及び別紙様式第11号に添付)

省エネ加速化特例取組計画の内訳

組織名 ○○○

[illegible]

○省エネ加速化特例管理シート

	発動基準 価格	急騰特例 価格		10月	急騰特例 の適用	低温特例 の適用
A重油	88.9	124.5	各月価格	113.6	無し	無し
			補填単価	24.7		
灯油	94.2	132	各月価格	120.4	無し	無し
			補填単価	26.2		
LPガス	115.5	162.7	各月価格	139.1	無し	無し
			補填単価	23.6		
LNG	58.2	93.5	各月価格	102.1	有り	無し
			補填単価	26.4		

[illegible]

		12月	急騰特例 の適用	低温特例 の適用
A重油	各月価格	113.1	無し	無し
	補填単価	24.2		
灯油	各月価格	120	無し	無し
	補填単価	25.8		
LPガス	各月価格	147.3	無し	無し
	補填単価	31.8		
LNG	各月価格	105.6	有り	無し
	補填単価	47.4		

[illegible]

		1月	急騰特例 の適用	低温特例 の適用
A重油	各月価格	113.1	無し	適用無し (80%)
	補填単価	24.2		
灯油	各月価格	120	無し	適用無し (80%)
	補填単価	25.8		
LPガス	各月価格	147.3	無し	80%
	補填単価	31.8		
LNG	各月価格	105.6	有り	無し
	補填単価	47.4		

※特例適用数量5,000Lに達していないので、省エネ加速化特例対象者は低温特例を適用しない

※特例適用数量10,000Lに達していないので、省エネ加速化特例対象者は低温特例を適用しない

[illegible]

		5月	急騰特例 の適用	低温特例 の適用
A重油	各月価格	113.1	無し	無し
	補填単価	24.2		
灯油	各月価格	120	無し	無し
	補填単価	25.8		
LPガス	各月価格	147.3	無し	無し
	補填単価	31.8		
LNG	各月価格	105.6	有り	無し
	補填単価	47.4		

[illegible]

省エネ加速化特例取組計画（令和○事業年度～令和○事業年度）

住 所：_____ 氏 名 _____

1. 省エネ加速化特例（該当する欄に○印を記載）

➤ 農業者 ➤ 農業法人（支援対象者でない場合）	➤ 農業法人（支援対象者の場合）
---	---

①省エネ機器導入前の温室加温面積（※1）	a
②省エネ機器導入前の燃料使用量（年間）	L
③省エネ機器導入前の燃料使用量（10a 当たり）（基準量） （※2） ②／①×10	L/10a
④経営する温室加温面積（※1）	a
⑤直近の燃料使用量（年間）	L
⑥直近の燃料使用量（※2－5）（10a 当たり） ⑤／④×10	L/10a
⑦省エネ機器導入前から直近の削減率（③－⑥）／③	%
⑧目標使用量（10a 当たり）	L/10a
⑨削減率（③－⑧）／③	%
⑩特例適用数量 ③×④×0.1×50%	L

【添付書類】

省エネ機器導入が確認できる書類（設置状況が分かる写真及び領収書等）（※3）

基準量、目標使用量の算定方法を確認できる資料

省エネルギー等対策取組計画（農業法人（支援対象者の場合）の場合は省エネルギー等対策推進計画）

<記入上の注意>

（※1）単位生産量当たりの燃料使用量を用いる場合には、「温室加温面積」を「生産量」、「a」を「t」にそれぞれ読み替える。

（※2－1） 省エネ機器導入前の燃料使用量を把握できない場合は、地域において設定されている標準的な燃料使用量（品目別）を基準として利用できるものとする。

- (※2-2) 省エネルギー等対策取組計画を最初に策定してから、3年を経過した事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃料使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすること。ただし、最終年に達成した燃料使用量の削減率が15%以上の場合、同計画における現在使用量に0.85を乗じた使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすることができるものとする。
- (※2-3) 省エネルギー等対策取組計画を最初に策定してから、6年を経過した事業参加者は、同計画において達成した削減後の燃料使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすること。ただし、最終年に達成した燃料使用量の削減率が一期目の使用量と比較して30%以上の場合、一期目の同計画における現在使用量に0.85を2回乗じた使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすることができるものとする。
- (※2-4) 省エネルギー等対策取組計画の途中で省エネ加速化特例の適用を受けようとする事業参加者は、同計画において達成した直近の燃料使用量を省エネ加速化特例取組計画の基準量とすること。ただし、既に同計画の目標を達成している場合には、(※2-2)及び(※2-3)のただし書きの規定に従い、省エネ加速化特例取組計画の基準量とすることができるものとする。
- (※2-5) 省エネルギー等対策取組計画において達成した直近の燃料使用量を記載してください。ただし、既に同計画の目標を達成している場合には、(※2-2)、(※2-3)及び(※2-4)のただし書きの規定に従い、算定した燃料使用量とすることができるものとする。
- (※3) 既に省エネ機器を導入している者は導入が確認できる書類を添付する。なお、新たに省エネ機器を導入する者は、導入次第確認できる書類を提出すること。

別紙様式第 11 号（第 18 条関係）

施設園芸セーフティネット構築事業のうち省エネ加速化特例の（変更）承認通知

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

静岡県農業再生協議会

会長 浅井 弘喜

令和〇年〇月〇日付け〇〇で承認申請のあった省エネ加速化特例取組計画
については、静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書
（平成 25 年 4 月 24 日付け静岡県農業再生協議会作成）第 18 条第 4 項の規定
に基づき、これを承認する

別紙様式第 1 2 号（第 8 条第 3 項関係）

施設園芸セーフティネット構築事業省エネ加速化特例実施状況報告書
（令和 7 事業年度）

番 号
年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

静岡県農業再生協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（平成 25 年 4 月 24 日付け静岡県農業再生協議会作成）第 8 条第 3 項の規定により報告する。

添付書類 省エネ加速化特例実施状況報告書

別紙様式第 13 号（第 8 条第 3 項）

施設園芸セーフティネット構築事業のうち省エネ加速化特例実施状況報告書
（令和 7 事業年度）

住 所：_____ 氏 名 _____

第 1 省エネ加速化特例実施状況

実施期間	令和○事業年度～令和○事業年度
------	-----------------

1 当初目標

①省エネ機器導入前の温室加温面積	a
②省エネ機器導入前の燃料使用量（年間）	L
③省エネ機器導入前の燃料使用量(10a 当たり)（基準量） ②／①×10	L/10a
④経営する温室加温面積	a
⑤直近の燃料使用量（年間）	L
⑥直近の燃料使用量（10a 当たり） ⑤／④×10	L/10a
⑦省エネ機器導入前から直近の削減率（③－⑥）／③	%
⑧目標使用量（10a 当たり）	L/10a
⑨削減率 （③－⑧）／③	%
⑩特例適用数量 ③×④×0.1×50%	L

第2 省エネ加速化特例に関する目標の達成状況

(10a 当たり燃料使用量を削減する目標)

	経営面積 ①	年間(加温期間)燃料 使用量実績 ⑧	10a 当たりの燃料 使用量実績 ⑨=⑧/①	削減率 ⑩=(③-⑨)/③× 100
令和○事業年度 (1年目)	a	kL	kL/10a	%
令和○事業年度 (2年目)	a	kL	kL/10a	%
令和○事業年度 (3年目)	a	kL	kL/10a	%

(注1)「年間(加温期間)使用量実績」欄は、省エネ加速化特例取組計画に取り組んだ年度における使用量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注2)燃料使用量実績の合計欄には、灯油(L)に 0.939 を、LP ガス(kg)に 1.299 を、LNG(m³)に 1.560 を乗じて、それぞれをA重油使用量(L)に換算したもの(換算方法について、以下同様)とA重油使用量の合計を記載する。なお、それぞれの数値については小数点以下第1位を四捨五入する。

(単位生産量当たり燃料使用量を削減する目標)

	生産量 ①	年間(加温期間)生 産量実績 ⑧	1t 当たりの燃料使 用量実績 ⑨=⑧/①	削減率 ⑩=(③-⑨)/③× 100
令和○事業年度 (1年目)	t	kL	kL/t	%
令和○事業年度 (2年目)	t	kL	kL/t	%
令和○事業年度 (3年目)	t	kL	kL/t	%

(注1)「年間(加温期間)生産量実績」欄は、省エネルギー等対策推進計画に取り組んだ年度における生産量実績(小数点以下第1位を四捨五入)を記載する。

(注2) 重量での把握が困難な場合は、単位を数量に変更して記載してもよいものとする。

(注3) 複数の品目を生産している場合は、作付け面積上位3品目(又は作付け面積で全体の7割に達するまでの品目)について、枠を追加して記載する。

備考(目標未達成の場合、考慮すべき事情や達成に向けた取組の方向性等)

--

年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

記入者名 _____

施設園芸等燃料価格高騰対策（令和 7 事業年度）
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（農業経営体向け）

申請時 (します)		1 適切な施肥
☐	(1)	肥料の適切な保管
☐	(2)	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☐	(3)	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☐	(4)	有機物の適切な施用による土づくりを検討

申請時 (します)		2 適正な防除
☐	(5)	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
☐	(6)	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
☐	(7)	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
☐	(8)	農薬の適正な使用・保管
☐	(9)	農薬の使用状況等の記録・保存

申請時 (します)		3 エネルギーの節減
☐	(10)	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
☐	(11)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギーの消費をしないよう努める

申請時 (します)		4 悪臭及び害虫の発生防止
☐	(12)	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

申請時 (します)		5 廃棄物の発生抑制、適切な循環的な利用及び適正な処分
☐	(13)	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

申請時 (します)		6 生物多様性への悪影響の防止
☐	(14)	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
☐	(15)	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

申請時 (します)		7 環境関連法令の遵守等
☐	(16)	みどりの食料システム戦略の理解
☐	(17)	関係法令の遵守
☐	(18)	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
☐	(19)	正しい知識に基づく作業安全に努める

（注１） 第２４条第１項（４）イの規定による支援対象者への提出に当たっては、「申請時（します）」欄の「□」に、チェックすること。

（注２） （１７）の「関係法令」とは、主に以下に掲げるものをいう。

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

別紙様式第 1 4－2 号（第 2 4 条第 1 項（4）イ関係）

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

年 月 日

静岡県農業再生協議会会長 殿

リスト作成団体名

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別紙様式第 1 4－1 号）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施することを報告します。

	事業参加者氏名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

（注）環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。